

日行連発第469号  
令和3年7月20日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

限度超過車両の新制度の運用の詳細決定について（周知）

国土交通省より、道路法（昭和27年法律第180号）に創設された「限度超過車両の新たな通行制度」について、令和4年4月1日から運用を開始することとし、運用に先立ち、手数料や必要な手続等の詳細を決定し、公表したとの報道発表がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

【国土交通省ホームページ】

- ・限度超過車両の新制度の運用の詳細を決定しました

[https://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_001471.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001471.html)

以上